

議案第 66 号
議決第 号

始良市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の件

始良市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正したい。よ
って、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に
基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日 提出
始良市長 米丸 麻希子

始良市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例

始良市働く女性の家の設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第
166号）の一部を次のように改正する。

題名中「始良市働く女性の家」を「始良市ウェルネスセンター」に改める。

第 1 条中「働く女性及び勤労者家庭の女性の福祉の増進を図るため」を「全
ての勤労者及び住民のウェルネスの増進を図り、住民の福祉を増進するた
め」に、「始良市働く女性の家（以下「働く女性の家」）を「始良市ウェルネ
スセンター（以下「ウェルネスセンター」）に改める。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（定義）

第 1 条の 2 この条例において、「ウェルネス」とは、身体的、精神的及び
社会的に良好な状態を維持し、心身の健康と豊かで充実した生活を実現す
ることをいう。

第 2 条各号列記以外の部分中「働く女性の家」を「ウェルネスセンター」
に、同条第 1 号中「始良市働く女性の家」を「始良市ウェルネスセンター」
に改める。

第 3 条から第 5 条までの規定中「働く女性の家」を「ウェルネスセンター」
に改める。

第 6 条中「働く女性の家は」を「ウェルネスセンターは、第 1 条の 2 に定
義するウェルネスの増進を図るため」に改め、同条第 4 号中「市長が働く女
性及び勤労者家庭の女性の福祉を増進するために必要と認める事業」を「ウ
ェルネスの増進に必要な事業」に改める。

第 7 条を次のように改める。

（使用者の範囲）

第 7 条 ウェルネスセンターの利用者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本市に住所を有する勤労者及び住民
- (2) 市内事業所で働く勤労者
- (3) 前 2 号に掲げる者の家族
- (4) 前 3 号に掲げる者で組織された団体
- (5) 前各号に掲げるもの以外の者であつて、ウェルネスセンターの設置目的の達成に支障がないと認められる者

2 前項の規定にかかわらず、市長は、ウェルネスセンターの管理運営上支障があると認めるときは、利用を制限し、又は利用を拒むことができる。ただし、その場合は、あらかじめ理由を明示しなければならない。

第 8 条、第 12 条及び第 13 条中「働く女性の家」を「ウェルネスセンター」に改める。

第 14 条第 1 項中「働く女性の家の」を「ウェルネスセンターの」に、「始良市働く女性の家運営委員会」を「始良市ウェルネスセンター運営委員会」に改める。

第 15 条及び第 16 条第 1 号中「働く女性の家」を「ウェルネスセンター」に改める。

別表備考を次のように改める。

備考 1 使用する時間（以下「使用時間」という。）が 30 分以内の場合は、この表に定める 1 時間当たりの使用料の 2 分の 1 の額を徴収し、30 分を超え 1 時間以内の場合は、1 時間当たりの使用料を徴収する。使用時間を延長する場合も、同様とする。

2 利用者が市民以外の者である場合の使用料は、この表に定める使用料に 10 割を加算した額とする。

3 前項の「市民」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市内の事務所、事業所等に勤務する者
- (3) 市内の学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校に在学する者
- (4) 構成員の半数以上が(1)から(3)までに掲げる者である団体

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。（準備行為）

2 市長は、施行日前においても、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) ウェルネスセンターの運営に関する基本的な方針の策定
- (2) ウェルネスセンターの職員の研修及び配置
- (3) ウェルネスセンターの施設及び設備の整備
- (4) ウェルネスセンターの利用者への周知及び広報活動
- (5) その他施行日の円滑な施設の運営に必要な準備行為
(指定管理者の指定に関する経過措置)

3 施行日前に「働く女性の家」の指定管理者として指定を受けた者は、施行日において、「ウェルネスセンター」の指定管理者として指定を受けたものとみなす。